

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定に基づき、平成28年度包括外部監査の結果に基づく改善措置を次のとおり公表する。

平成30年3月9日

福井県監査委員	小	寺	惣	吉
同	長	田	光	広
同	緒	方	正	嗣
同	平	鍋	順	一

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：「試験研究機関の財務に関する事務の執行について」

【総論】 1 研究活動管理事務

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
外部評価対象となる研究課題選定方法の検討	外部評価の選定は明確な根拠のもとに実施すべきである。規程にて選定基準を明確化しておくことが望ましい。	研究課題の外部評価委員会において、外部評価の対象とした理由を説明し、議事録に残すこととする。
外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価委員会は各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は、別途説明の機会を設ける等の対応が必要であると考ええる。	委員全員が出席できるよう日程調整を早めを実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評価票コメント欄の充実化	研究課題に対する評価コメント欄が白紙であったり極めて簡素な記載であるものが散見されたが、より柔軟な評価委員の選定や、十分な評価時間の確保等について検討すべきであろう。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
追跡評価実施後のフォローアップの実施	今後の改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については、追跡評価を1回限りで終了するのではなく、一定期間後に再び追跡調査を実施し、評価委員会の再度の評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考ええる。	研究成果の現地効果、経済的效果を検討・評価し、今後の試験・研究開発へフィードバックを行うことを評価実施要領に明文化した。
業務日報の充実化	最大のコストである人件費の発生態様を研究事業ごとに明らかにする必要がある。業務日報に研究の所要時間の情報を加えることにより、マネジメントツールとしての活用が期待され、原価計算目的も充足できる。業務日報の充実化について検討すべきであろう。	業務日報に研究業務の内容および時間を記録することとする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

【総論】 2 収入事務

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
受託事業における積算方法の見直し	公設試の施設等を利用する際に徴収する手数料・使用料に関して、これらの単価が適正な水準であるかどうかの検討が必要と考える。サービス提供に全体でどれだけのコストがかかっているかを正確に把握することで、適正価格の水準を検討することが可能となる。	労務費については業務日報への作業時間記載により把握を図る。間接経費については、事業別コストを認識するためにも、今後、把握・計上方法を検討する。
	委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、各受託事業の労務費や間接経費を含めたコスト構造を把握した上での受託額決定、という思考が肝要である。	上記同様、労務費・間接経費の把握を図り、計上方法を検討する。
費用対効果を重視した高額機器の購入判断	長期的な観点から、取得費用および維持費用を入念に見積もり、将来の使用見込を慎重にシミュレーションした上で、費用対効果を十分考慮して投資意思決定すべきと考える。	高額機器の購入・修理については、将来の使用見込を判断した上で、研究の必要性に応じて適切に対応しており、今後も引き続き、費用対効果を十分考慮し、機器の購入を行っていく。

【総論】 3 支出事務および契約事務

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
入札参加者数が1者の場合の要因の分析	原則として一般競争入札としており問題はないが、入札参加者数が1者である場合に、その要因を分析するような仕組みが必要であろう。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
今後のあるべき契約方法	一般競争入札のデメリットをカバーできる総合評価方式や公募型プロポーザル方式を積極的に取り入れることによってさらに公平かつ効率性、経済性の高い調達ができるものと考えられる。	財務規則等関係規程に則り、適切に対応するとともに、公平かつ効率性、経済性の高い調達が実施できるよう努める。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

【総論】 4 財産管理事務

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
知的財産権の収支管理	各公設試の全ての知的財産権を記載し、個々の知的財産権に関する収支状況と顛末が把握できるような一覧表を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。

【総論】 5 研究活動の財源

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究活動における多様な財源の確保	各公設試は、研究のための財源縮小に対する危機意識を共有し、安定的・継続的財源確保に向けての創意工夫を行う必要がある。	受託研究・共同研究や、国からの競争的資金等の外部資金等の研究を実施するなど、多様性のある財源確保を目指している。

【総論】 6 規程等の整備

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
規程等の体系的な管理	規程等の制定、改廃および公布について必要な事項を定め、かつ規程等を体系的に整備して業務管理の正常化と合理化を図ることを目的とした規程等管理規程を制定し、これを遵守するのが望ましい。	試験研究機関や規程の内容等により、制定、改廃等の手続や効力発生等の時期が異なるため、規程等を体系的に整備・管理することは難しい。今後も関係法令の改廃等には十分留意するとともに、内部統制体制を整備する際に規程の管理についても検討を行う。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 工業技術センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究活動における多様な財源の確保	安定的かつ継続的に試験研究活動を行う上では、研究活動資金源に一層の多様性を持たせる必要がある。地元企業からの受託研究や共同研究、国からの競争的資金等の外部資金獲得を強化し、より多様性のある財源確保の方針を打ち立てる必要がある。	受託研究・共同研究や、国からの競争的資金等の外部資金等の研究を実施するなど、今後さらに多様性のある財源確保を目指していく。
業務日報の充実化	日報等の進捗管理資料が「作成はしたものの誰のレビューも受けていない」との疑念を抱かれないように、責任者の承認印を漏れなく押印する必要がある。	日報等の進捗管理資料について、責任者が確認し承認印を漏れなく押印することを徹底する。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	業務日報に研究業務の内容および時間を記録することとする。
外部評価対象となる研究課題選定方法の検討	金額基準は、課題の重要性を決定する有力な判断材料ではあるが、「金はかかっていないが人手はかかっている」等の質的に重要な課題が評価対象から漏れてしまう可能性がある。質的重要性にも一定の配慮が必要である。	これまでも県の重要課題については500万円以下であっても外部評価を実施しており、今後も重要な課題については外部評価を実施していく。
外部評価委員会の開催時期	「福井県工業技術センター試験研究等の評価実施方法書」においては、事後評価は「研究が終了する年度の翌年度のできるだけ早い時期（4～5月頃）に実施する」となっているが、平成27年度は平成27年8月3日に開催されており、規程に準拠していない。翌年度の計画立案に資するためにも、年度明け早々に実施すべきである。	実施要領を実態に合わせて改正した。今後とも早期実施に努めていく。
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し	平成27年8月31日開催の外部評価委員会が、1名欠席のまま開催されている。この点、委員会が有効に成立する定足数がルール上明文化されていない。明文化すべきである。	「委員会は、過半数以上の出席により成立する。」と規程を改正した。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 工業技術センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
評価結果に伴う課題採択可否等のルール化	評価は5点満点で行われており、5点（適切）、3点（妥当）、1点（不適切）とされているが、評点が何点以下なら不採択なのかが規程上明記されていない。規程上明記すべきである。	「総合評点が3点未満のときは、原則として不採択とする。ただし、指摘事項に対する改善が認められた場合、委員長の判断により採択とすることができる。」と規程を改正した。
経済効果の測定方法の見直し	費用対効果の観点からは、研究事業（研究課題）の費用として職員人件費および減価償却費を含める必要がある。また、経済的效果は「売上高」ではなく「利益」で測定することが望ましい。	人件費については、日報等により算定する。「売上高」は任意の聞き取り調査により把握できたが、「利益」の調査は企業の機密性が高く回答を得ることが困難であるため、「利益」で測定することは難しい。
より適時な機器等の処分判断に資する規程整備	各機器・設備等の使用状況や維持管理費を分析し、これらの機器を保有し続けることの可否（費用対効果）の判断を適時に行う必要がある。その際、廃棄等を行う判断基準をあらかじめ定めておくことが必要である。 廃棄の手続きは、当該ルールにのっとり、適時に、機械的・客観的に行うべきと考える。	今後は、「試験研究機器処分に係る業務マニュアル」により、適正に廃棄処分を進める。
受託事業における積算方法の見直し	受託研究にかかる労務費・間接経費が計上されておらず、把握も行われていない。委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、事業別のコストを認識するための方法として、業務日報等で適切な時間管理を行うことが必要であると考えます。	労務費については業務日報への作業時間記載により把握を図る。間接経費については、事業別コストを認識するためにも今後、把握・計上方法を検討する。
研究活動における多様な財源の確保	歳入の中で、国庫支出金（特電）への依存度が大きくなっている。安定的・継続的財源の確保に向けて、外部の競争的資金獲得等、多様な研究の財源を獲得することが期待される。	受託研究・共同研究や、国からの競争的資金等の外部資金等の研究を実施するなど、今後さらに多様性のある財源確保を目指していく。
研究設備仕様性能選定委員会議事録の充実化	研究設備仕様性能選定委員会の議事録について、各委員からの質問や研究員からの回答など具体的に検討した内容の記載があるとさらによい。	議事録に各委員からの意見と指摘を記載するように改正した。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 工業技術センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究設備仕様性能選定委員会の開催	研究設備仕様性能選定委員会を研究用設備に係る原材料費購入についても適用すべきである。	審査対象とする基準を作成する。
予定価格の算定基準の明確化	設計価格から予定価格を算定する場合に、設計価格×100%としている契約や90%など特に根拠のない定率を乗じている案件もあり、契約毎に考え方が異なっている。設計価格から予定価格の算定を行う場合に、どのように考えるべきか何らかの指針があるとよい。	同種契約の落札率、需給の状況や履行の難易等を総合的に勘案しながら決定していく。
請負率100%の場合の要因分析	指名競争入札において、請負率が100%であるという事は、入札を実施した意味がなくなることに等しい。これ以上はないぐらい価格が低下しており、請負率が100%となってしまう可能性も考えられるが、100%となる要因を分析する必要がある。	今後、同様な事案があれば、その要因について分析する。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 農業試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
技術移転における実用化技術の件数向上	指導活用技術が間接的であるのに対して、成果に向けてより直接的にインパクトがあるのは実用化技術の方である。そもそも当初の課題設定段階で出口が決まっているのか、それとも実用化技術を狙いにいったが結果として指導活用技術に留まったのか、分析が必要である。前者であるならば研究課題の設定自体を見直す必要があり、後者であるならば研究課題の実施方法を見直す必要がある。	実用化技術を目指して課題設定を行っている。試験場内で進捗管理を行い、計画どおりに研究が進んでいない課題については、研究方法を見直すなど、目標達成に努める。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	業務日報に研究業務の内容および時間を記録することとする。
外部評価委員会の開催時期	現状の運用は、評価会議実施要領に従い8月に開催されている。事後評価のみを別日に開催することが困難なのであれば、評価実施要領を評価会議実施要領に合わせる必要がある。	評価実施要領を評価会議実施要領に合わせるよう改正した。
外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は別途単独で説明会を設ける等の欠席をフォローする対応が必要と考える。	委員全員が出席できるよう日程調整を早めを実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評価票コメント欄の充実化	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれているが、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を作成し配布する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 農業試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
追跡評価実施後のフォローアップの実施	追跡評価の結果が「C」以下となったものについて、その原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。原因を明らかにした上で、今後の改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については、追加評価を1回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再度の評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであるとする。	研究成果の現地効果、経済的効果を検討・評価し、今後の試験・研究開発へフィードバックを行うことを評価実施要領に明文化した。
随意契約理由書の添付	複数年度にわたる継続的な契約の場合であっても、随意契約とした理由については毎年度その判断の妥当性を検討する必要がある。県民への説明責任といった観点からも、判断の過程を明らかにし契約の透明性を高めることが重要である。	今後、随意契約とした理由については、毎年度その妥当性を慎重に判断するとともに、判断の過程を記載し、具体的で分かりやすい理由書を作成する。
随意契約理由書の充実化	随意契約の理由書の作成に当たっては、随意契約とした判断が妥当かどうか判断できるよう、農業試験場での具体的な判断過程の記載が望まれる。前年度作成の文書を機械的に踏襲するだけでなく、誰が見てもわかりやすい文書の作成を心がける必要があるとする。	今後、随意契約理由書の作成に当たっては、随意契約に至った経緯等を具体的に記載し、分かりやすい内容とする。
資産譲渡時における譲渡原価の把握	水稻種子価格検討委員会による原種価格の検討過程は複雑でわかりにくいものとなっている。また、委員会での価格決定は生産コストは考慮されていない。価格決定プロセスは、わかりやすく説明可能であることが、価格の透明性の観点からも重要であるとする。	今後、原種の生産コストの把握に努める。
消耗品の在庫管理	肥料や資材などは、全てが直ちに消費するものとは考えにくい。どこまで在庫管理を行うかについては複式簿記による公会計の導入以降に再度検討する必要があるが、一般の企業会計で考えれば、袋単位で購入した物品があれば、最低でも未開封のものは在庫として管理する必要がある。	財務規則等関連規程に則り、適切に対応する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 農業試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
単価契約の時期の見直し	灯油の単価契約に関して、契約期間は4月1日からとなっているが、実際に灯油を利用するのは9月以降である。市況によっては契約時から実際の購入時点の間に大きく市場価格が変動する可能性がある。契約は実際に利用開始する前に行う方が現実的に即している。	平成28年度から9月に入札、契約を実施している。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
データ管理による圃場の有効活用	圃場について、現時点での使用状況は把握しているが、過去の使用状況を情報として活用しているとは言い難い。この使用状況を日単位でデータベース化することにより、今後の圃場の有効利用に活用することができないか検討の余地があると思われる。	今後、圃場の使用状況をデータベース化し使用率等の把握に努めるとともに、その情報の活用方法を検討する。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	「毒物及び劇物取締法」の中の必要と思われる措置を取り込む規程の改正を実施した。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 園芸研究センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究職の在籍期間と研究期間との対応	果樹は年に1回しか収穫できないため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。 研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	業務日報に研究業務の内容および時間を記録することとする。
外部評価委員会の開催時期	現状の運用は、評価会議実施要領に従い8月に開催されている。事後評価のみを別日に開催することが困難なのであれば、評価実施要領を評価会議実施要領に合わせる必要がある。	評価実施要領を評価会議実施要領に合わせるよう改正した。
外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は別途単独で説明会を設ける等の欠席をフォローする対応が必要と考える。	委員全員が出席できるよう日程調整を早めを実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評価票コメント欄の充実化	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 園芸研究センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を配布する。
追跡評価実施後のフォローアップの実施	追跡評価の結果が「C」以下となったものについて、その原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。原因を明らかにした上で、今後の改善努力次第で普及拡大が見込める研究課題については、追加評価を1回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再度の評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考ええる。	研究成果の現地効果、経済的效果を検討・評価し、今後の試験・研究開発へフィードバックを行うことを評価実施要領に明文化した。
出先機関と附置機関との役割分担の検討	農業試験場と園芸研究センターの役割分担が、部分的にはあるが不明確であるとの印象を受けた。有効かつ効率的な研究活動をより一層推進する上で、例えば、果樹に関する研究は全て園芸研究センターに集約する、農業試験場は「技術開発」、園芸試験場は「品種育成」に特化する等、両機関のあり方を今一度検討して頂きたい。	原則として果樹の試験研究については園芸研究センターが中心に行っているが、広大な圃場が必要となるため、品種によっては農業試験場の圃場も活用している。 今後も新たな試験研究に取り組む際は、両機関の役割分担や圃場の活用方法を検討し、有効かつ効率的な研究の実施に努める。
資産譲渡時における譲渡原価の把握	農産物の売払にかかるコストを把握することは、経済性・効率性の観点からも重要である。結果としての収入金額を計上するだけでなく、売却に当たって、どういった経費がどれくらいかかっているかを把握する必要があると考える。	今後は収入金額を計上するだけでなく、販売委託先から売却経費に係る根拠資料の提示を求める等、農産物の売払にかかるコストを的確に把握する。
随意契約理由書の充実化	随意契約は一般競争入札に比べて手続きが簡略であるが、手続きが簡便だという理由だけで安易に随意契約によることがないよう判断の妥当性を慎重に見極めなくてはならない。随意契約理由書の作成に当たっては、分析資料等を使って具体的でわかりやすい理由の記載が望まれる。	今後、随意契約理由書の作成に当たっては、随意契約に至った経緯等を具体的に記載し、分かりやすい内容とする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 園芸研究センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
出先機関および附置機関の予算歳出の管理	予算執行が実際に行われている附置機関において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本場の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本場での一括管理としている。 執行内容全体を把握する必要がある本場の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、かい単位での予算管理とする。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	「毒物及び劇物取締法」の中の必要と思われる措置を取り込む規程の改正を実施した。

所管部局・課名 食品加工研究所

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	研究業務の内容および時間の記載方法など、業務日報の記載方法について、今後検討する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 食品加工研究所

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
外部評価委員会の開催時期	現状の運用は、評価会議実施要領に従い8月に開催されている。事後評価のみを別日に開催することが困難なのであれば、評価実施要領を評価会議実施要領に合わせる必要がある。	評価実施要領を評価会議実施要領に合わせるよう改正した。
外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、欠席者がいる場合は別途単独で説明会を設ける等の欠席をフォローする対応が必要と考える。	委員全員が出席できるよう日程調整を早め実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評価票コメント欄の充実	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。
評価票コメント欄の充実	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を作成し配布する。
経済効果の測定方法の見直し	費用対効果の観点からは、研究事業の費用として職員人件費および減価償却費を含める必要がある。また、経済的効果は「売上高」ではなく「利益」で測定することが望ましい。	人件費については、日報等により算定していく。「売上高」は任意の聞き取り調査により把握できたが、「利益」の調査は企業の機密性が高く回答を得ることが困難であるため、「利益」で測定することは難しい。
知的財産権の収支管理	特許権の取得・保有・廃棄等の判断に資するため、特許権にまつわる収入・支出を把握することがは食品加工研究所にとって重要である。保有資産に関連する収入・支出を把握する方法を確立すべきであるとする。	今後、取得した知的財産権の権利ごとに収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 食品加工研究所

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
執行伺の起案日、決裁日と請求書日との不整合	特許拒絶への意見書・補正書提出手数料の予算執行において、相手方からの請求書の日付が執行伺起案・決裁日以前となっており、執行伺決裁前に業務を実施していたことになる。また、検査日も請求書の日付と同日となっており、予算執行の決裁等の日付について矛盾が生じている。	必ず執行伺の決裁を受けた後に業務を実施するよう徹底する。
出先機関および附置機関の予算歳出の管理	本課と物理的に離れている附置機関において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本課の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本課での一括管理としている。執行内容全体を把握する必要がある本課の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、課単位での予算管理とする。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
重要物品の処分判断のルール化	重要物品において、使用予定がない備品が発見された。処分の判断をルール化し、そのルールにおける処分要件に合致した物品は物品使用者が廃棄処分の稟議を上げ、物品管理責任者の承認を得ることにより処分を行うべきである。	財務規則等関連規程に則り、適切に対応する。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 水産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究職の在職期間と研究期間との対応	平成27年度の課題別研究機関は3～8年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は研究員の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。 研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	研究業務の内容および時間の記載方法など、業務日報の記載方法について、今後検討する。
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきである。	委員全員が出席できるよう日程調整を早めを実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評点により導かれる総合判定ルールの運用	恣意性を排除するためにも最終評価において例外を作るべきではなく、評点が限りなくA評価に近かったとしても、規程どおりB評価を付すべきであろう。今回は事後評価で発見されたが、事前評価の場合では新規採択の可否に直接的に影響を与えるため、例外的な扱いが行われた場合にはその旨を報告書上に明記しておくべきである。	外部評価委員に対して当該研究課題の意義を再度説明し最終評価をA評価にすることについて了解を得た。今後、事前評価・事後評価などにおいて、例外的な扱いを行った場合は報告書に明記することとする。
評価票コメント欄の充実化	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 水産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
評価票コメント欄の充実化	事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識したうえで、記載漏れがないよう留意する必要がある。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を作成し配布する。
経済効果の測定方法の見直し	経済的効果が定性評価に留まっているが、具体的金額を示した定量評価まで行うべきである。その上で、投下予算額と経済的効果とを対比して費用対効果をチェックし、今後の課題設定にフィードバックすることが肝要である。	金額を示した定量評価の実施について、今後検討する。
出先機関および附置機関の予算歳出の管理	予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本場の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本場での一括管理としている。執行内容全体を把握する必要がある本場の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、かい単位での予算管理とする。
単価契約の単価変更時のルールの特明確化	単価の変更について、燃料については市場価格が変動することは当然であり、変更ルールが契約当初より明確に決められているとよい。	変更ルールについて検討する。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 水産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
船舶の検査業務委託における設計価格の見直し	積算ができないため、他の代替的な手続によるほかなく、業者見積りを利用することに問題はない。福井丸の方は参考見積り3者のうち低い2者の平均を利用しているのに対し、若潮丸の方は参考見積り1者を利用している。福井丸の方法の方がよりコスト削減を意識した方法と言える。	財務規則等関連規程に則り、適切に対応する。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

所管部局・課名 栽培漁業センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	研究業務の内容および時間の記載方法など、業務日報の記載方法について、今後検討する。
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきである。	委員全員が出席できるよう日程調整を早め実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 栽培漁業センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
評点より導かれる総合判定 ルールの運用	恣意性を排除するためにも最終評価において例外を作るべきではなく、評点が限りなくA評価に近かったとしても、規程どおりB評価を付すべきであろう。今回は事後評価で発見されたが、事前評価の場合では新規採択の可否に直接的に影響を与えるため、例外的な扱いが行われた場合にはその旨を報告書上に明記しておくべきである。	外部評価委員に対して当該研究課題の意義を再度説明し最終評価をA評価にすることについて了解を得た。今後、事前評価・事後評価などにおいて、例外的な扱いを行った場合は報告書に明記することとする。
評価票コメント欄の充実化	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。
評価票コメント欄の充実化	事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識したうえで、記載漏れがないよう留意する必要がある。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を作成し配布する。
経済効果の測定方法の見直し	経済的効果が定性評価に留まっているが、具体的金額を示した定量評価まで行うべきである。その上で、投下予算額と経済的効果とを対比して費用対効果をチェックし、今後の課題設定にフィードバックすることが肝要である。	金額を示した定量評価の実施について、今後検討する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 栽培漁業センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
随意契約理由書の添付	随意契約は一般競争入札に比べて手続きが簡略であるが、安易に随意契約によることがないよう、判断の妥当性を慎重に見極めなくてはならない。 栽培漁業センターでは、福井県漁港漁場協会が唯一のヒラメ放流団体であることから随意契約を結んでいる。当該契約に問題はなかったが、随意契約に至った根拠を随意契約理由書により明らかにし契約の透明性を高めることは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えます。	今後、随意契約理由書の作成に当たっては、随意契約に至った経緯等を具体的に記載し、分かりやすい内容とする。
受託事業における積算方法の見直し	受託研究にかかる労務費・間接経費が計上されておらず、把握も行われていない。委託先へ請求する・しないの判断に係わらず、受託業務上どういったコストがどれくらいかかっているか現状を把握することは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えます。	労務費については業務日報への作業時間記載により把握を図る。間接経費については、事業別コストを認識するためにも今後、把握・計上方法を検討する。
出先機関および附置機関の予算歳出の管理	予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本場の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本場での一括管理としている。 執行内容全体を把握する必要がある本場の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、かい単位での予算管理とする。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札参加者が増えるよう努める。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 内水面総合センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究職の在籍期間と研究期間との対応	平成27年度の研究課題の実施期間は全て3年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。 研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	研究業務の内容および時間の記載方法など、業務日報の記載方法について、今後検討する。
評価票コメント欄の充実化	事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識したうえで、記載漏れがないよう留意する必要がある。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
経済効果の測定方法の見直し	経済的効果が定性評価に留まっているが、具体的金額を示した定量評価まで行うべきである。その上で、投下予算額と経済的効果とを対比して費用対効果をチェックし、今後の課題設定にフィードバックすることが肝要である。	金額を示した定量評価の実施について、今後検討する。
資産譲渡時における譲渡原価の把握	販売価格の設定手続上、コストは考慮されていない。種苗生育にかかるコストを把握することは経済性・効率性の観点から重要である。 内水面漁業の振興を図るという内水面総合センターの目的上、種苗の販売により費用を回収することは困難であるにしても、種苗の育成にどういったコストがどれくらいかかっているか現状を把握することは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えられる。	種苗生産はセンターにおける部分的な業務であり、減価償却費、人件費の把握は非常に難しいが、種苗生産にかかる業務ウェイトを職員別、時期別に記録するなどして、コスト認識を強化しながら業務を遂行していく。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 内水面総合センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
出先機関および附置機関の 予算歳出の管理	予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本場の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本場での一括管理としている。 執行内容全体を把握する必要がある本場の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、かい単位での予算管理とする。
単価契約の単価変更時の ルールの明確化	燃料の単価契約に関しては市場価格が変動することは当然であり、変更ルールが契約当初より明確に決められているとよい。	変更ルールについて検討する。
入札参加者数が1者の場合の 要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
集客施設としての機能強化	今後も来館者数を増加させるために展示内容の充実やサービスの向上を図るべきである。「エンゼルランドふくい」のように内水面総合センターにも愛称をつけてもよいと考える。	当センターで実施している水質調査や外来魚の生息状況調査等の結果は、速やかに地元漁協などの関係者に情報提供している。また、関連部局と連携して河川環境保全の意識向上を図るイベントを実施している。 今後も人気のある魚や身近な川に生息している魚など展示内容の充実を図り、保全と親しみ感の向上を通じて内水面振興を進めていく。
借地契約における自動更新 条項付帯の検討	一部の借地について、自動更新条項がないため、契約更新の方針である場合には早めの更新の申し出を行う必要がある。定期借地契約のため、先方に契約更新の意思がなければ契約更新はできない。長期的な運営が見込まれている公共施設の借地契約は通常の借地契約で自動更新ありとすべきであると考え。	地権者の意向を十分くみ取り、契約期間更新の際に契約内容を十分検討する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 内水面総合センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
借受土地の明細表および台帳への記載	借受土地に関して作成する借受財産台帳において、所在地欄に「他1筆」「他2筆」と記載しているため、地番が明確でないものがあった。台帳は固定資産管理の基本となる帳簿であるため、該当する地番は略さずに所在地欄に全て記載するのが望ましい。	借受財産台帳に該当する地番を全て記載する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

所管部局・課名 畜産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
課題解決研究の採択件数の向上	外部評価の対象外となってしまう第三者の客観的なチェックが入らなくなるため、安易に提案型共同研究で対応するべきではないと考える。県内の畜産農家全体に対する研究成果の汎用性という点からも、極力、課題解決研究として課題採択することが望ましい。	提案型共同研究は、県内畜産農家からのニーズにより1～2年以内の短期間で取り組むべき課題であるため、外部評価の対象外ではあるが、実施要領に基づき農林水産技術会議の審査を経て事業化されている。また、その成果は試験研究機関や普及機関に広く周知・普及されているため、引き続き技術会議での審査を経た上で適切に提案型共同研究に取り組む。
研究職の在籍期間と研究期間との対応	動物の飼育には時間がかかるため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 畜産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	研究業務の内容および時間の記載方法など、業務日報の記載方法について、今後検討する。
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し 外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価について、規程上、委員に欠席が生じた場合の開催要件や、代理出席を認める旨の記載はない。外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とすべきであり、代理出席を認めるのであれば委員と同等の専門性の保持が要求される。	開催要件については会議設置要領に外部委員の過半数の出席が必要である旨の規定がある。今後、外部委員全員の出席による開催を原則とし、突発的理由により欠席となる場合には、規程の範囲で実施する。
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を作成し配布する。
追跡評価実施後のフォローアップの実施	評価を受けた課題について、原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。追加評価を今回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくことが重要である。	研究成果の現地効果、経済的効果を検討・評価し、今後の試験・研究開発へフィードバックを行うことを評価実施要領に明文化した。
随意契約理由書の添付	肥育牛の販売において、花咲ふくい農業協同組合と随意契約を結んでいるが、随意契約理由書が添付されていなかった。当該契約に問題はなかったが、随意契約に至った経緯を随意契約理由書により明らかにし契約の透明性を高めることは、県民への説明責任といった観点からも重要であると考えます。	肥育牛については、肉質分析のため集荷・運搬・と畜する必要があるが、県内で集荷・運搬等を行っているのは農業協同組合のみであり、当場の所在地を所管する花咲ふくい農業協同組合と随意契約している。今後、随意契約を締結する場合には必ず随意契約理由書を添付するよう徹底する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 畜産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
資産の譲渡単価変更時のルール化	子豚の譲渡単価の設定について、慎重にこれを行うべきである。平均単価が市価から10%乖離した場合に単価の見直しを行う等、あらかじめ客観的な基準を設けるべきである。また、譲渡単価設定の際は、市場価格のみならず子豚の生産原価を考慮する視点を持つことも必要と考える。	市場価格には生産（飼育）原価も考慮されている。原則として年度当初に前年度1年間の市場価格の平均を譲渡価格として定めており、平成29年度からは譲渡価格が市場価格より10%以上かい離する場合には、価格の見直しを行うこととする。
出先機関および附置機関の予算歳出管理	予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	本場の業務との密接な関連性や組織の効率性の観点から、附置機関では出納事務を行わず、本場での一括管理としている。執行内容全体を把握する必要がある本場の業務効率および附置機関の組織上の位置付けを鑑み、かい単位での予算管理とする。
消耗品の在庫管理	飼料など、畜産試験場で使用する消耗品は多岐にわたる。全てが直ちに消費するものとは考えにくい。一般の企業会計で考えれば、袋単位で購入した物品であれば、最低でも未開封のものは在庫として管理する必要がある。	財務規則等関連規程に則り、適切に対応する。
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
集客施設としての機能強化	3施設の来場者数が毎年増加傾向にあることは高く評価すべきことである。畜産業への理解の深化や県産畜産物の知名度向上など成果目標を具体的に定め、アンケートにより成果を把握する必要がある。	今後も「なかよしとんがり牧場」を中心に県産畜産物の知名度向上のため来場者の増加に努めるとともに、アンケートにより来場者の意識等の把握を行う。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 畜産試験場

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
集客施設としての機能強化	ふれあい畜産体験学習でアンケートを実施していることは高く評価できる。アンケートの回収枚数の目標があった方がよいし、年間で集計し報告書を作成するなどさらなる活用が望まれる。	アンケートは、体験申込みがあった団体等を中心に実施している。 今後は一般来場者にも対象を広げて回収数の増加を図ることとし、集計結果等は畜産試験場のホームページに掲載する。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

所管部局・課名 総合グリーンセンター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究職の在籍期間と研究期間との対応	森林資源の育成には時間がかかるため研究期間が長期となる傾向にあり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。 研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	業務日報の記載方法について、今後検討する。
現状の運用と適合した評価基準の整備	現状の運用に合わせて、「評価項目および評価基準について」を、「A、B、C、C'、D、E」の6段階評価に基づき総合評価を行う旨に改訂する必要がある。	平成28年度に総合評価を行う旨、改訂した。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 総合グリーンセンター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
部長判断での課題採択時の理由の記載	総合評価「C」の研究課題について、課題採択を検討した結果、農林水産部長の判断で実施することになったという。この点、評価報告書に、実施を判断した理由を記録しておくことが望ましい。	左記のような事案が生じた場合には、評価報告書に実施を判断した理由を記載する。
評価票コメント欄の充実化	どのような理由で「D：劣っている」という評価になったのかの記載がなければ今後の課題設定に有効なフィードバックができないため、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付すようルール化する必要がある。	評価票へのコメント記載時間を確保した上で、「D」以下の評点をつける場合には必ずコメントを付してもらうようにする。
外部評価委員への研究課題説明方法の見直し	C評価で課題採択すること自体規程上は問題はなくとも、「B＝採択すべき」以上の評価を外部評価委員会より受けた上で課題設定することが望ましい。評価委員も一般県民と認識し研究内容の理解が得られるよう、成果指標や全体像を明確に示す工夫が必要である。	B以上の評価を優先的に課題設定している。また、C評価と判断された課題であっても、技術が実用化され生産性の向上に寄与している事例も多く、C以上の評価をもって課題設定していくことも検討する。
評価票コメント欄の充実化	評価票の「評価委員のコメント」欄は、「項目」欄と「所見」欄に分かれており、ほとんどの評価票が「項目」欄に記載のないまま「所見」欄に記載されており「項目」欄が有効に活用されていない。最初から「項目」欄に印刷した上で評価委員に配布した方が評価委員の負担を軽減できる。	「項目」欄に評価項目を事前印刷した評価票を配布する。
追跡評価実施後のフォローアップの実施	追跡評価報告書において「問題点および今後の対応」まで分析しているものの、それをフォローアップする制度がない。追跡評価の結果が「C」以下となったものについて、その原因究明とその後のフォローアップを制度上明文化すべきである。追加評価を今回限りで終了するのではなく、一定期間後に再度の追加調査を実施し、評価委員会の再評価を受けるべきである。継続的に経済効果をフォローしていくべきであると考えます。	研究成果の現地効果、経済的効果を検討・評価し、今後の試験・研究開発へフィードバックを行うことを評価実施要領に明文化した。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 総合グリーンセンター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
費用対効果を重視した高額機器の購入判断	高額機器の購入・修理に当たっては、将来の使用見込を慎重に判断すべきと考える。高額機器は維持・管理にも多額の費用がかかるものも多く、長期的な観点から費用対効果を考える視点を持つことが必要である。	高額機器の購入・修理については、将来の使用見込を判断した上で、研究の必要性に応じて適切に対応している。 意見のあった当該機器については、購入時の目的を既に達成しており、耐用年数（5年）を十二分に超える使用実績がある。その後、一旦故障したが、修繕して現在においても新たな試験研究に活用している。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	今後、取扱管理規程を改正する。

所管部局・課名 工業技術センター（旧建設技術研究センター）

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
研究職の在籍期間と研究期間との対応	平成27年度の研究課題の実施期間は3～5年であり、これに鑑みれば、研究員本人の意思を尊重した上での相応の期間の在籍が望ましい。現状は技術職の在籍期間が比較的短いため、人事異動による研究活動への影響を否定できない。	平成28年度から、高度化・複雑化する課題に経験と専門知識を持って対応する観点から、全庁的に30～40歳代の職員を中心に、人事異動サイクルを延ばしている。 研究員についても、研究活動に要する期間や本人の意思・適性を勘案し、人事異動サイクルの長期化を図っていく。
業務日報の充実化	「日報」の記載方法を工夫することにより、人件費はどれくらいかかっているか、ムダな業務がないか、間接作業によりテーマに集中できる環境が阻害されていないか、などを把握できるように、記載方法について今後検討して頂きたい。	業務日報に研究業務の内容および時間を記録することとする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 工業技術センター（旧建設技術研究センター）

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
外部評価委員会の定足数のルール化・見直し 外部評価委員会の欠席者へのフォロー	外部評価委員会は、各委員の個性および専門性が重視される会議体である。したがって、全員出席による開催を原則とした上で規定上明記すべきである。また、欠席者がいる場合は、別途説明の機会を設ける等の対応が必要と考える。	委員全員が出席できるよう日程調整を早めを実施するとともに、欠席者がいる場合は別途説明の機会を設けたり、会議資料を送付した上でメール等で意見・評価をもらうなど、運営方法を改善する。
評価票コメント欄の充実化	事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識したうえで、記載漏れがないよう留意する必要がある。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
外部評価委員の評点の総合評価方式の検討	最終評価には客観性が担保されるべきであり、他の県内公設試のように、個別委員の評点を加重平均により総合評点化し、総合評点により導かれる結論により総合評価が導出されるよう、規程上明記すべきである。	平成29年度の工業技術センターとの統合に伴い、総合評価を導入した。
追加評価による成果普及検証の実施	研究成果の普及状況は「追跡評価」によって検証されるべきであり、外部評価委員会による追跡評価を受ける必要がある。	平成29年度の工業技術センターとの統合に伴い、追跡評価を導入した。
知的財産権の収支管理	保有する特許に関して、県外の事業者に対する技術アピール、他の技術への転用等、技術利用拡大の方法を模索すべきと考える。	イベント・ホームページ・産学官連携共同研究などを利用した情報発信に加え、技術相談や講習会・企業訪問等の機会を活用した技術アピールにより、技術利用拡大をさらに進めていく。
知的財産権の収支管理	特許権取得・廃棄に際しては費用対効果を勘案すべきであるが、取得・廃棄に至った判断過程は記録に残し、明らかにすべきであると考える。	特許権の取得・廃棄に至った判断過程を記録する。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 工業技術センター（旧建設技術研究センター）

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
出先機関および附置機関の予算歳出の管理	予算執行が実際に行われている施設において、県の財務会計システムを利用した予算管理ができないもしくは手間がかかるとなれば、効率的な行政運営とは逆行する。処理科目を工夫するなどにより、行政機関がどのように位置づけられても、立地場所単位での予算管理業務が容易に実施できるように対応すべきである。	平成29年度の工業技術センターとの統合に伴い、立地場所単位での予算管理となった。
知的財産権の収支管理	知的財産権の収支管理を効果的に行うために、当該公設試の知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額と顛末が把握できる資料を作成するのが望ましい。	今後、取得した知的財産権の権利ごとおよび機関全体の収支差額および顛末などを記載した資料を作成する。

所管部局・課名 衛生環境研究センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
評価票コメント欄の充実化	事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価のいずれの場合においても、評価票の記載が不十分であれば、研究課題設定への有効なフィードバックは望めない。いま一度、評価票の重要性を認識したうえで、記載漏れがないよう留意する必要がある。	評価資料の早めの事前配布や評価票の後日回収など、研究内容や実施方法等に関するコメント記載の時間を十分確保し、評価委員の助言アドバイスを効果的に吸収できるよう、評価の充実を図る。
成果普及の定義の明確化	衛生環境研究センターは“衛生・環境系”の試験研究機関であり、そもそも普及効果を定量化して測定することは極めて困難である。追跡評価の条項を記載しておくのであれば、当試験研究機関において実施する研究の「成果の波及とは何か」の定義を明確化しておく必要がある。	終了した研究が今後取り組む研究課題の比較対象や応用のベースとなる可能性があるため、「成果の波及」について定義した上で本条項を残す。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 衛生環境研究センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	「毒物及び劇物取締法」の中の必要と思われる措置を規程に取り込む改正を実施した。

所管部局・課名 原子力環境監視センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
外部評価対象となる研究課題選定方法の検討	外部評価の対象とした場合には、対象の選定は明確な根拠のもとに実施すべきである。規程にて選定基準を明確化しておくことが望ましいが、それが困難である場合は「外部評価の対象とした理由」を議事録に残しておくべきである。	研究課題の外部評価委員会において、外部評価の対象とした理由を説明し、議事録に残すこととする。
成果普及の定義の明確化	原子力環境監視センターは“衛生・環境系”の試験研究機関であり、そもそも普及効果を定量化して測定することは極めて困難である。追跡評価の条項を記載しておくのであれば、当試験研究機関において実施する研究の「成果の波及とは何か」の定義を明確化しておく必要がある。	終了した研究が今後取り組む研究課題の比較対象や応用のベースとなる可能性があるため、「成果の波及」について定義した上で本条項を残す。
請負率50%未満の場合の要因分析	平成27年度において、他の公設試に比べ全体的に相当程度低い。請負率があまりに低いと次回の機器更新の際の予算設定や設計価格の合理的な算定に影響を与える。結果として請負率が低い場合にその要因を分析して次の機器更新に生かしていく必要がある。	今後、請負率が低い場合は、落札業者への聞き取りや他県の状況などを調査・分析し、次回の機器更新時の算定の参考にする。

平成28年度包括外部監査にかかる措置報告

所管部局・課名 原子力環境監視センター

指摘事項および意見の概要		改善措置
項目	内容	
入札参加者数が1者の場合の要因分析	入札参加者が1者となってしまった場合にはその要因を分析し、次回以降の入札に生かすような入札手続きにおけるマネジメント管理手続きが実施されることが望ましい。	機器や業務によっては専門性・特殊性が高く、参加業者が限定される場合がある。 入札参加者が1者となった場合、入札情報の提供や仕様書の内容等の見直しにより、次回以降の入札で入札参加者が増えるよう努める。
毒劇物取扱管理規程の整備	毒劇物に関する独自の規程を作成しているが、「毒物及び劇物取締法」が要求する措置で必要と思われるものおよび各機関の実情に応じて独自で規定したほうがよいと思われる措置を漏れなく取り込んだ規程等を策定するのが望ましい。	「毒物及び劇物取締法」の中の必要と思われる措置を取り込む規程の改正を実施した。